

報道資料 1

令和2年3月10日

報道機関各位

行政課長



新型コロナウイルス感染症に係るイベント 実施等の方針を策定

今般、「新型コロナウイルス感染症対策に係るイベント実施、施設利用等の対応方針（暫定版）」を定めました。本方針は、特段の事情がない限り今月20日から運用する予定です。

1 対応方針（暫定版）の策定について

現在三条市では、感染予防を図るため、主に不特定多数が出入りする閉鎖空間を有する建造物等の類型ごとにリスク分類（別紙1）を行った上、これを市の施設に適用し（別紙2）、当該分類に応じて定めたマニュアル（別紙3）等に沿って消毒などの対策を実施しています。

今般、このリスク分類の考え方も用いつつ、市内における感染状況を「市内未発生期」「市内発生早期」「市内感染拡大期」の3段階に区分し、それぞれの段階における「イベント実施」「施設利用」「感染予防策」に関する暫定的な対応方針を定めました。（別紙4）

2 対応方針の運用時期について

現在行われている政府によるイベントの自粛要請などの期間が満了する20日（祝）以降は、政府が当該期間を延長するなどしない限り、上記の方針に基づいて各対応を行います。（昨日政府がイベント自粛要請期間を延長するとしたことを踏まえ、3月15日（日）までとされていた市主催イベントの中止等の期間を19日（木）まで延長します。）

担当:行政課 防災対策室
電話:0256-34-5517